

流域治水関連法の改正（下水道関係） 説明会資料 （3カ月以内施行分）

令和3年7月

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

目 次

1. 改正の概要と今後の取組み	3
①特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	4
②流域治水関連法の施行を踏まえた下水道の浸水対策の展開	6
2. 3月内施行の内容	
(1)樋門等の操作規則の策定義務化(下水道法)	10
①改正の趣旨	13
②出水時における基本的な考え方	14
③操作規則の策定状況	15
④操作規則策定対象の樋門等	16
⑤操作規則の策定項目	17
⑥操作規則の作成例	18
⑦遠隔操作化等の推進	22
(2)雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大(水防法)	23
①改正の趣旨	31
②内水氾濫による浸水被害の発生状況	32
③内水ハザードマップの公表状況	34
④雨水出水浸水想定区域の指定対象と早期指定	35
⑤想定最大規模降雨の設定手法	36
⑥浸水シミュレーションによる浸水想定手法	37
⑦浸水想定に係る技術窓口	37
⑧雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項	38
⑨市町村地域防災計画に定める伝達情報等	38
⑩マニュアル改訂概要	39
3. 6月内施行の概要	44
(1)計画降雨の事業計画への位置付け	45
(2)民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設	46
(3)特定都市河川浸水被害対策法の改正	47

1. 改正の概要と今後の取組み

①特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

- ・ 公布: R3.5.10
- ・ 施行: 3月内施行(R3.7.15)又は6月内施行(＝公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日)

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

※赤字: 3月内施行関係

※黄色マーカー: 下水道関係

※黒字: 6月内施行関係

※条番号は改正後のもの

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大【特定都市河川法第1条、第2条】

- ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実【特定都市河川法第6条等】

- ー 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- ー 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- ー 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参考)の創設(※予算・税制)【河川法第51条の2、第51条の3】
- ー 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速【下水道法第5条、第6条、第25条の24、第25条の25等】
- ー 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止【下水道法第7条の2】

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- ー 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保【特定都市河川法第53条等】
- ー 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用【都市緑地法第12条】
- ー 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)【特定都市河川法第11条、下水道法第25条の10～第25条の21、日本下水道事業団法第26条 等】

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

【特定都市河川法第56条等】

- ー 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- ー 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)【防災集団移転特別措置法第1条等】
- ー 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連)【都市計画法第11条、第12条の5等】

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

ー 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消【水防法第14条、第15条等】

- ー 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保【水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2】
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加【河川法第16条の5等】



流域治水のイメージ

下水道関係の改正内容の概要

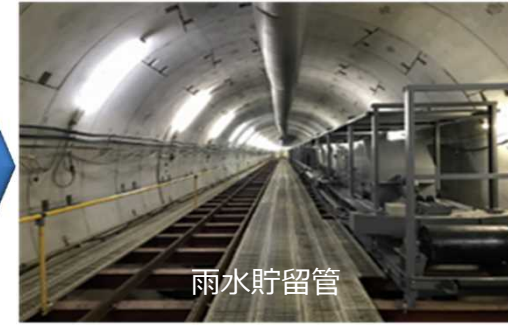
氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】

- ① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標となる降雨(計画降雨)を、下水道管理者が定める事業計画に位置付け、施設整備の目標を明確化。
⇒ 雨水貯留管等の下水道施設の整備を加速。



＜下水道整備による浸水対策の例＞

名古屋市では、既往最大降雨である東海豪雨と同じ1時間降雨量約100mmの降雨に対して床上浸水の概ね解消を目指し、1時間降雨量63mmを計画降雨として整備が進められている。



雨水貯留管

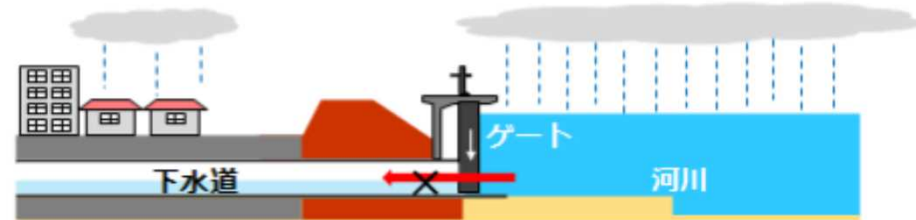
- ② 河川等から下水道への逆流を防止するために設けられる樋門等の開閉に係る操作ルールの策定を義務付け。
⇒ 河川等から市街地への逆流を確実に防止。

＜樋門の例＞

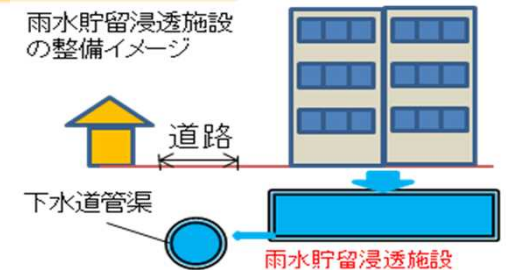


(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

＜樋門による逆流防止のイメージ＞



雨水貯留浸透施設の整備イメージ



- ③ 民間による雨水貯留浸透施設の整備計画の認定制度を創設。
認定事業者に対して、国・地方公共団体からの補助、固定資産税の軽減、日本下水道事業団による支援等を措置。
⇒ 都市機能が相当程度集積し、下水道整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難な区域において、民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進。

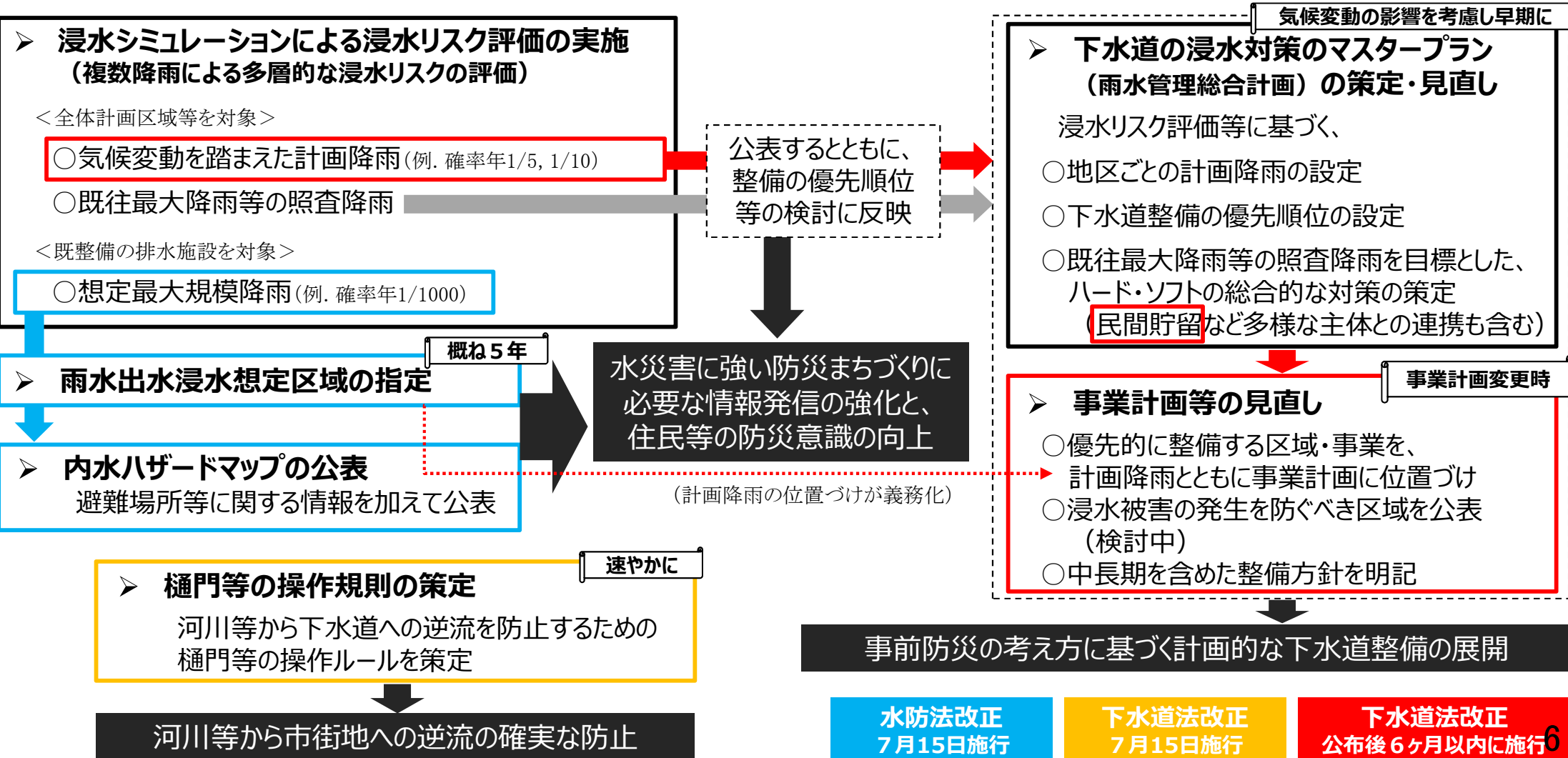
被害を軽減するための対策【水防法】

- ④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア(浸水想定区域)を、現行の地下街を有する地域以外の地域にも拡大。
⇒ 下水道が雨水を排除できないことによる雨水出水についても、リスク情報空白域を解消。

②流域治水関連法の施行を踏まえた下水道の浸水対策の展開

気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策の加速化とソフト対策の充実による総合的な対策を推進。

- 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を展開（下水道の整備目標として「計画降雨」を設定）。
- 複数外力による多層的な浸水リスクの評価結果を公表し、防災、都市計画、建築その他の関係部局等に対し積極的に情報の提供を行うなど水災害に強い防災まちづくりに必要な情報発信を強化するとともに、住民や地域の防災意識を高め、警戒避難体制を強化。
- 河川等から下水道への逆流を防止するための樋門等の操作ルールを策定し、河川等から市街地への逆流を確実に防止。



(参考) 想定最大規模降雨、計画降雨、照査降雨の定義

想定最大規模降雨

水防法第14条第1項に規定する想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準（平成27年7月19日国土交通省告示第869号）に該当するものであり、雨水出水浸水想定区域の前提とする降雨をいう。

計画降雨

浸水被害の発生を防止するための下水道施設の整備の目標として気候変動の影響を踏まえて下水道法事業計画に位置付けられる降雨をいう。

照査降雨と対比して、計画降雨はレベル1 降雨と呼ぶ。

照査降雨

計画を上回る降雨のうち減災対策の対象とする降雨をいう。照査降雨としては、安全な避難の確保を図る目標の降雨（レベル2 降雨（想定最大規模降雨））と計画降雨を上回る降雨時の浸水被害の軽減を図る目標の降雨（レベル1'降雨）がある。

レベル1'降雨は、災害の再発防止の観点から流域で発生した降雨のうち、下水道の流出時間スケールである短時間雨量（10～60分雨量）が既往最大の降雨や一定の被害が想定される降雨を基本とし、計画降雨からレベル2降雨の間の降雨である。なお、当該地区において計画策定に用いる適切な降雨データがない場合は、甚大な災害の未然防止の観点から他地域の大規模降雨とすることもできる。

【参考】 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月、国土交通省）

省令・通知・ガイドラインの一覧(3月内施行関係)

樋門等の操作規則の策定義務化(下水道法)

- 下水道法施行規則：第4条の4を新設し、操作規則に定めなければならない事項を規定。
- 施行通知：改正の趣旨・概要、操作規則策定に当たっての留意点、遠隔操作化の推進等について通知。
- 「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について(令和3年7月15日、国水下流第4号、流域管理官通知)」：操作規則の作成指針、操作規則例を通知。

※ 出水時における樋門等の操作の基本的な考え方については、「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について(令和2年5月26日、国水下流第5号、流域管理官通知)」を参照。

雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大(水防法)

- 水防法施行規則：第4条の2を新設し、指定対象となる排水施設の基準について規定。また、第5条を改正し、今回新たに指定対象となるものについての明示事項について規定。
- 施行通知：改正の趣旨・概要、指定対象の考え方、早期指定等について通知。
- 内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月、国土交通省)：雨水出水浸水想定区域の指定・公表等にあたり参考とするものであり、浸水想定手法の解説を充実するなど、今回の法改正に合わせて改訂。事例集では、避難情報の事例も追加。

※ ハザードマップ作成にあたっては、これまでと同様、「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月、国土交通省)」を参照。
また、市町村地域防災計画に定める伝達情報の検討に際しては、上記の「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」に加え、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月、内閣府(防災担当))」を参照。

2. 3月内施行の内容

(1) 樋門等の操作規則の策定義務化

○【3月内施行】下水道法令の改正条文（案）及び施行通知（案）について

（傍線の部分は改正部分。赤字の部分は改正主要部分）

下水道法改正関係（3月内施行関係）

改正後の下水道法（3月内施行関係） ※条番号ずれ等軽微な修正部分を除く	改正後の下水道法施行規則（案）（3月内施行関係） ※条番号ずれ等軽微な改正部分を除く	施行通知（案）
（操作規則） 第七条の二 公共下水道管理者は、その管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。次項において「操作施設」という。）については、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。 2 前項の操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。	（操作規則） 第四条の四 法第七条の二第一項（法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 一 操作施設の操作の基準に関する事項 二 操作施設の操作の方法に関する事項 三 操作施設の操作の訓練に関する事項 四 操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項 五 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項 六 操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項 七 操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項 八 その他操作施設の操作に関し必要な事項	第二 下水道法関係 樋門等の操作規則について（下水道法第7条の2関係） （1）改正の趣旨 令和元年東日本台風において、樋門が閉鎖されず、増水した河川水が下水道に逆流して市街地に溢れたことにより、浸水被害が生じる事案が発生した。当該事案を機に国土交通省において全国調査を行ったところ、操作規則自体を定めていない樋門又は樋管（以下「樋門等」という。）の施設が約4割あることが判明した。今後、気候変動に伴う降雨量の増加により、公共下水道等の下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が樋門等の操作を行う機会が増えることが想定される。このような状況を踏まえ、改正法による下水道法の改正（以下「下水道法改正」という。）により、公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定が義務付けられた。 （2）公共下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則の策定について 下水道法改正により、同法第7条の2等において、公共下水道管理者等が管理する排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門等で操作を伴うもの（以下「操作施設」という。）については、国土交通省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならないこととされた。この操作規則に定めなければならない事項としては、改正省令による下水道法施行規則（昭和42年
（準用規定） 第二十五条の十八 第七条から第八条まで、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条におい		

て同じ。)又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。 2 第七条から第八条まで、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十五条の規定は、雨水流域下水道について準用する。		建設省令第37号)の改正により、同規則第4条の4において、「操作施設の操作の基準に関する事項」「操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項」「操作施設を操作するために必要な水象の観測に関する事項」等としている。 公共下水道管理者等におかれては、操作規則の策定に当たっては、現場操作員の意見を踏まえるとともに、河川管理者等放流先の管理者との調整を図られたい。また、操作施設周辺の河川に存する水門等に係る洪水・高潮時、津波時等における操作との整合が十分に図られたものとなるよう留意されたい。 併せて、操作規則策定後においても継続して現場操作員に対する内容の周知徹底及び訓練に努めるとともに、操作施設の操作を安全かつ確実に実施するため、遠隔操作化や電動化などの必要な施設整備を図られたい。 なお、操作規則の策定に係る詳細については、別途、「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について(令和3年7月15日国水下流第4号)」を発出したところであるので、これを参照されたい。
(準用規定) 第三十一条 <u>第七条の二</u>、第十五条から第十八条まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。		

①改正の趣旨

下水道法第7条の2等

令和元年東日本台風において、樋門が閉鎖されず、増水した河川水が下水道に逆流して市街地に溢れたことにより、浸水被害が発生する事案が発生。

この被災を機に国土交通省において全国調査を行ったところ、操作規則自体を定めていない施設が約4割あることが判明。気候変動の影響による降雨量の増加により、河川等からの逆流を防止するための操作を伴う下水道施設の樋門等を下水道管理者が操作する機会が増えることが懸念。

【改正概要】

- ・公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられる下水道施設の**樋門等**で操作を伴うものについて、操作従事者の安全に配慮しつつ、**操作規則を策定するよう義務付け**

【樋門・樋管の定義】

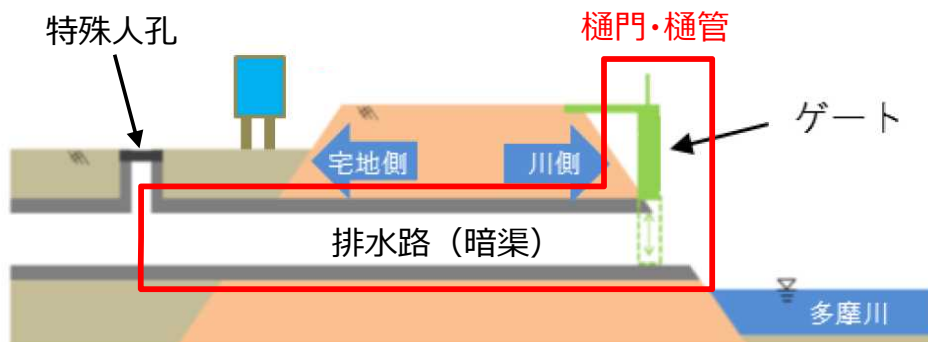
- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地へ河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。



樋門の例

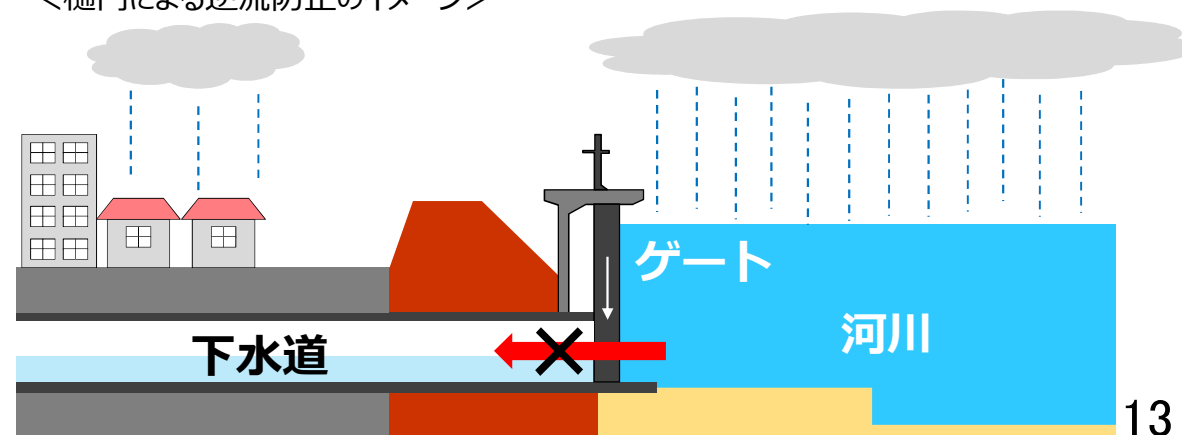
(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン、2020

＜樋門・樋管イメージ＞



(出典) 東京都：東京都豪雨対策アクションプラン（2020）に加筆

＜樋門による逆流防止のイメージ＞



②出水時における基本的な考え方 (R2. 5. 26流域管理官通知)

出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について (令和2年5月26日、国水下流第5号、流域管理官通知)

- 令和元年東日本台風では、河川から下水道施設への逆流や降り続いた雨を下水道から河川に排出できなかったことによる家屋等の浸水被害が発生。
- これらの浸水被害の最小化を図るため、河川・下水道の水位・流向等の情報を活用し、下水道への河川水等の逆流を防止することを基本とした考え方をとりまとめて下水道管理者向けに通知。

1. 出水時における下水道施設の樋門等操作については、水位・流向等の情報を活用することを基本とする。

2. 樋門等上流側の水位（内水位）、樋門等下流側の水位（外水位）及び流向等を踏まえ、樋門等操作を行うことを基本とする。

例えば、外水位が、逆流した場合に内水被害発生が予見される水位（例：堤内最低地盤高）以上の場合、以下の操作を行うことなどが考えられる。

- ・逆流が始まるまでは樋門等のゲートを全開
- ・逆流が始まったときは樋門等のゲートを全閉

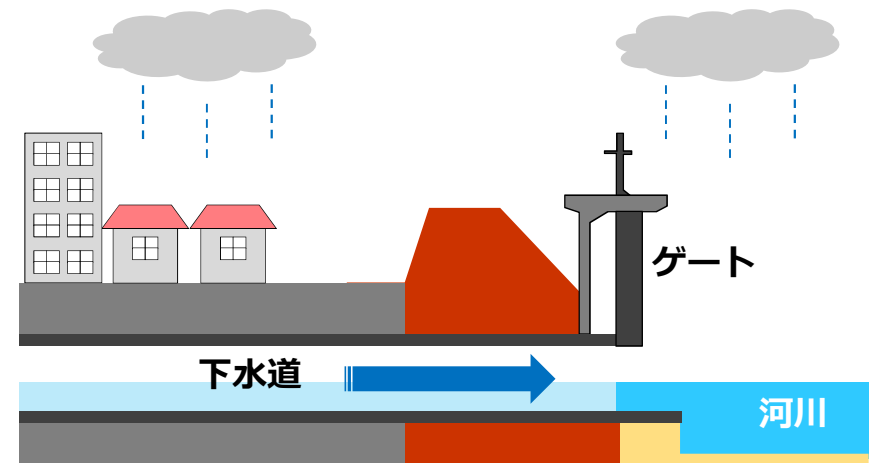
※逆流の確認が必要な場合（河川が水位上昇期であり、内外水位が同じ若しくはほぼ平衡する状態が続き、施設地点での水の流れが弱く判断が難しい場合）は、一旦ゲートを全閉して外水位、内水位のどちらの水位が高くなるか確認する。

- ・逆流防止のために樋門等のゲートを全閉している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開

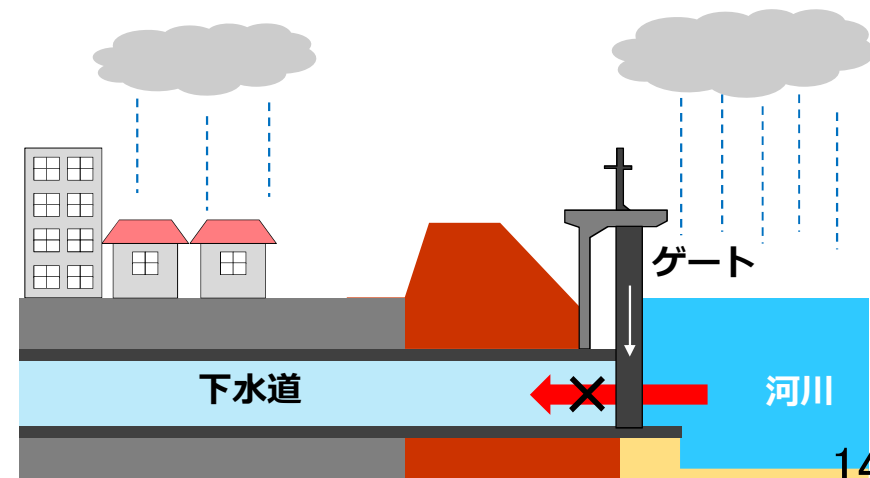
3. 樋門等操作に当たっては、内外水位に急激な変動を生じさせないように留意するものとする。

＜樋門等操作のイメージ＞

①逆流が始まるまで



②逆流が始まったとき

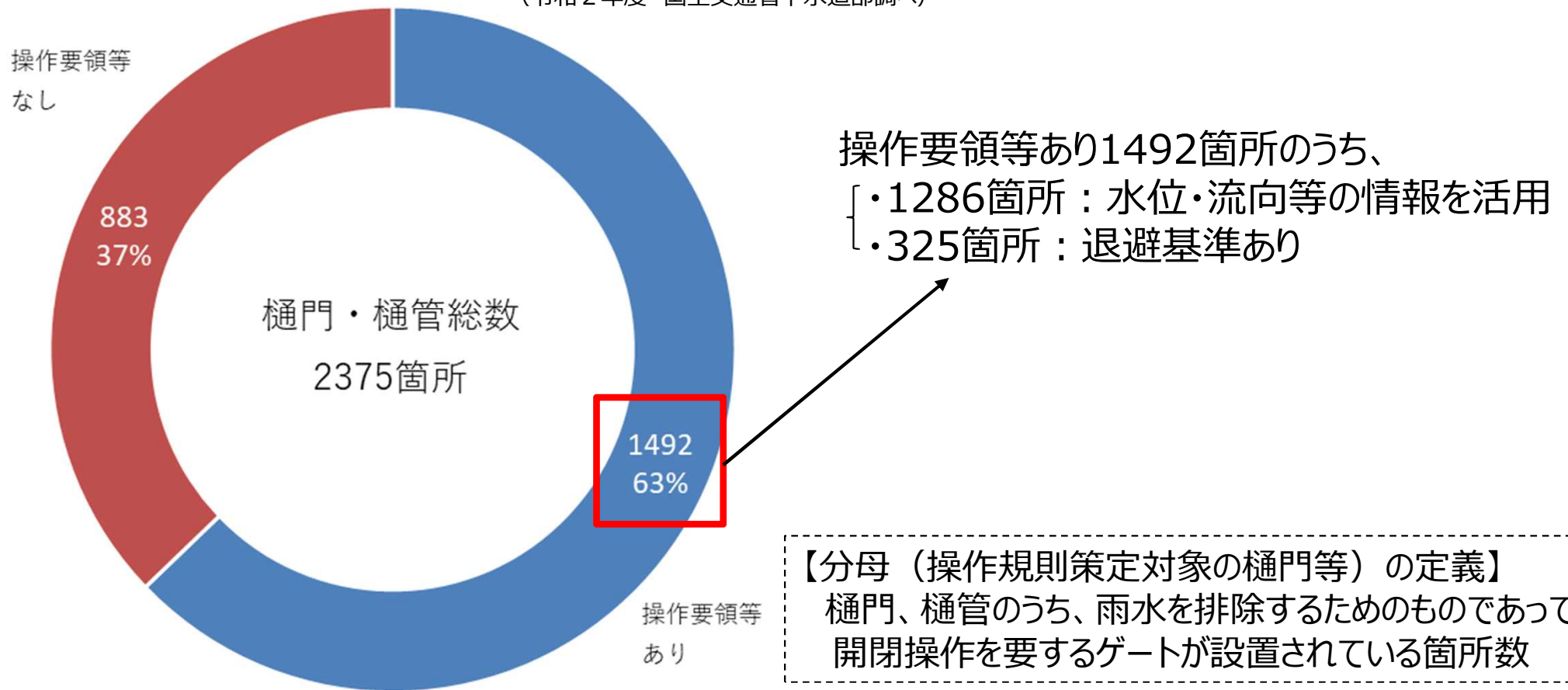


③操作規則の策定状況（令和2年12月時点）

- 令和2年12月時点において、操作規則策定対象と想定される樋門・樋管2375箇所のうち、操作要領等を作成済みが1492箇所（約63%）となっており、操作要領等を未作成が883箇所（約37%）。
- 操作要領等を作成済みのうち、1286箇所（約86%）は、水位・流向等の情報を活用した内容になっている。
- また、操作要領等を作成済みのうち、325箇所（約22%）は退避基準が定められている。

樋門・樋管等における操作要領等策定状況

（令和2年度 国土交通省下水道部調べ）

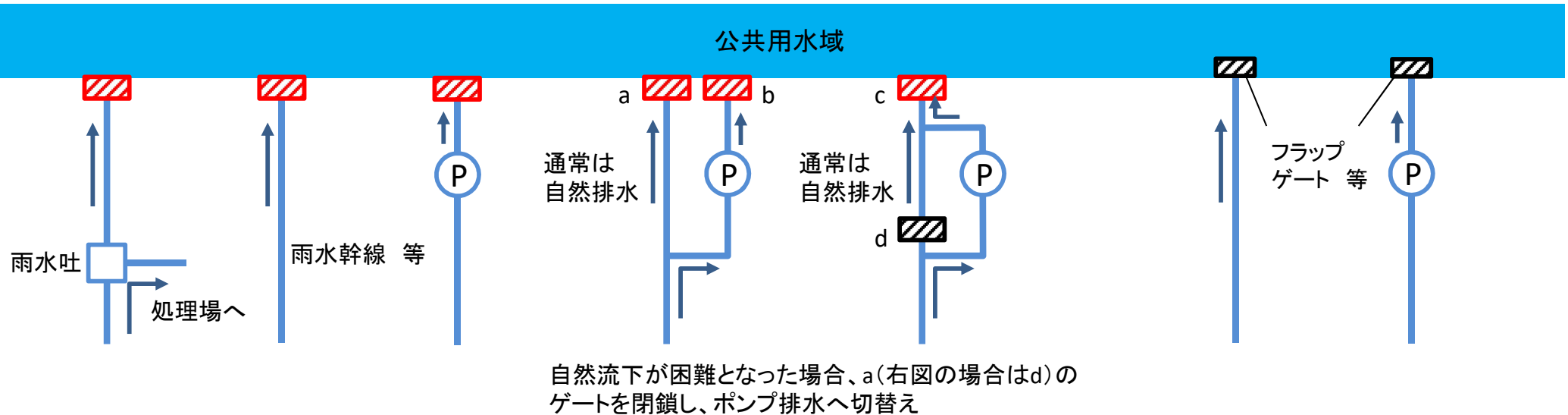


④操作規則策定対象の樋門等

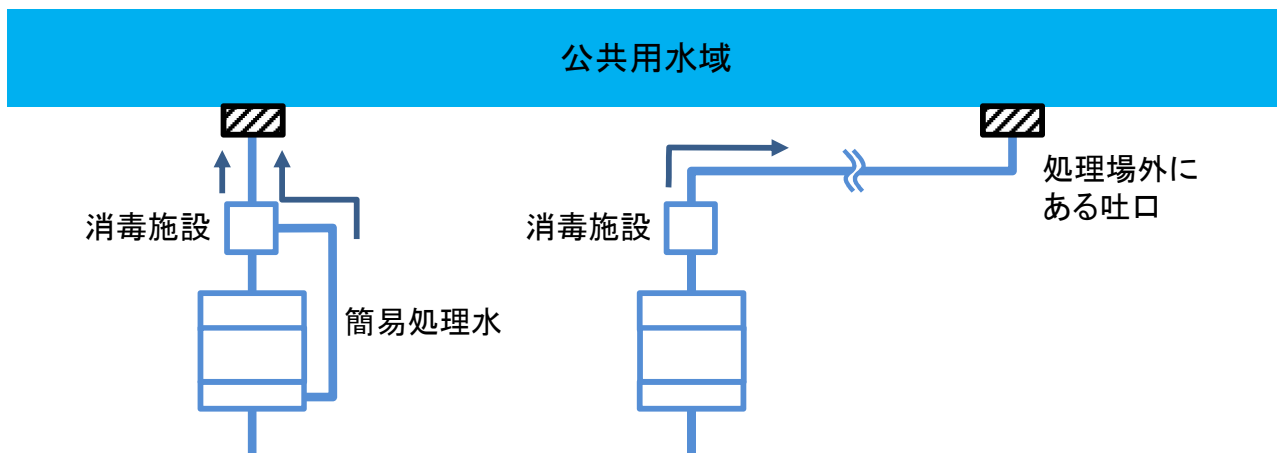
①操作を伴うゲート

※ ポンプの設備機器の定期点検など専ら維持管理のために使用されるものであり、河川等からの逆流防止を目的としたものではない場合は、操作規則策定対象外となる。

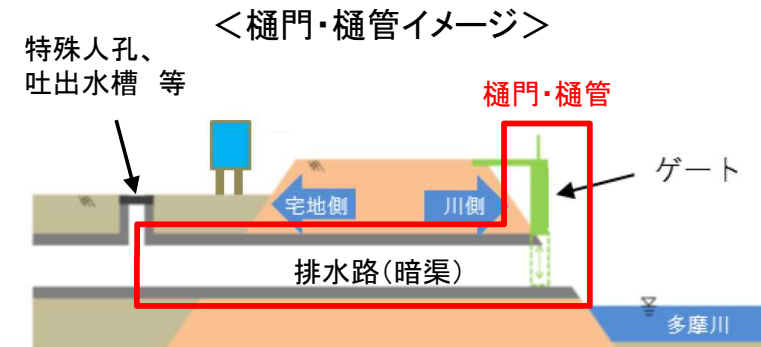
②操作を伴わないゲート



③終末処理場吐口に設置されているゲート



- 操作規則義務付け対象となる施設
- 操作規則義務付け対象外となる施設



⑤操作規則の策定項目

下水道法施行規則第4条の4

- 下水道法施行規則第4条の4において、以下の操作規則の策定項目を規定。
- 操作規則の策定に際しては、「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について（令和2年5月26日、国水下流第5号、流域管理官通知）」は基本的な考え方を示したもののだが、具体的には、水位・流向等の情報を活用するなど、その内容が適切なものとなるよう「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について（令和3年7月15日、国水下流第4号、流域管理官通知）」を参考に策定されたい。（操作規則には下水道法施行規則第4条の4各号に掲げる事項を定めなければならないことに留意し、地域の実情に応じて適切に対応されたい。）
- 既に操作要領等を作成されている場合であっても、記載事項が不十分な場合は見直しが必要である旨、留意されたい。

操作規則の策定項目（下水道法施行規則第4条の4）	内容（流域管理官通知で示す作成指針の概要）
①操作施設の操作の基準に関する事項	水位、流向等を踏まえた開閉操作の基準について定めること。
②操作施設の操作の方法に関する事項	洪水・高潮時、津波時、平水時等の操作の方法等について定めること。
③操作施設の操作の訓練に関する事項	訓練の方法、頻度、参加者等について定めること。
④操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項	操作を安全に行えないと判断される場合における操作員への退避指示等について定めること。
⑤操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項	点検の方法、頻度等について定めること。
⑥操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項	樋門等の操作上必要な水位、流向等の観測について定めること。
⑦操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項	操作の際に行う通知及び周知や操作等に関する記録等について定めること。
⑧その他操作施設の操作に関し必要な事項	操作施設の管理の記録等について定めること。

⑥操作規則の作成例 (R3. 7. 15 流域管理官通知)

条	項目	内容
1	規則の趣旨	〇〇樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。
2	操作の目的	樋門の操作は、A川の洪水・高潮及びA川を遡上した津波によるB雨水幹線への逆流を防止することを目的とする。
3	用語の定義	この操作規則において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において、河川や雨水幹線、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、〇〇ポンプ場内の操作室において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。
4	操作の基本方針	樋門の操作は、第八条及び第十条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とし、第九条に定める場合は遠隔操作を主たる操作方法とする。
5	警戒体制の実施	〇〇下水道事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。 (1) A川の〇〇観測所での水位（以下、「〇〇水位」という。）が〇〇メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。 (2) A川について洪水注意報、洪水警報、高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき。 (3) 〇〇に、津波注意報又は津波警報が発表されたとき。 (4) その他洪水・高潮及び遡上した津波により樋門から逆流のおそれがあるとき。
6	警戒体制における措置	所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。 (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。 (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。ただし、津波警報が発表されている場合には機側での作業は行わないこと。 (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。 (4) 第八条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の状況、水防活動の状況等（以下、「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員（以下、「機側操作員」という。）に退避を指示すること。 ・〇〇水位が△△メートルを超え、さらに上昇が見込まれるとき ・現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき (5) 緊急を要する場合には機側操作員が所長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。 (6) その他樋門の管理上必要な措置

⑥操作規則の作成例 (R3. 7. 15 流域管理官通知)

条	項目	内容
7	警戒体制の解除	所長は、洪水、高潮、津波が終わったとき、又は洪水、高潮、津波に至ることがなく洪水、高潮、津波が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。
8	洪水・高潮時の操作方法	所長は、〇〇水位が〇〇メートル以上△△メートル以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。 (1) A川からB雨水幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。 (2) A川からB雨水幹線への逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉すること。 (3) 樋門のゲートを全閉にしている場合において、河川水位が下降傾向にあり、樋門の上流側の水位が樋門の下流側の水位より高くなったときは、これを全開にすること。 2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。 (以下、樋門の下流側の水位と上流側の水位の差がほとんどない状態で水位が上昇し逆流の確認が必要な場合) 3 樋門の上下流側の水位差がほとんどなく、水位が上昇している状態で、かつ樋門の下流側の水位が△△メートルに達すると見込まれる場合は、A川からB雨水幹線への逆流を確認するために樋門のゲートを全閉して上下流のどちらの水位が高くなるか確認するものとする。 (以下、退避時の操作が明確な場合) 4 第六条(4)により機側操作員が退避する際は、樋門のゲートを全閉するものとする。 (以下、遠隔操作等の機能を有する施設の場合) 5 機側操作員の退避後においては、遠隔操作により、第1項から第2項に準じた操作を行うものとする。

⑥操作規則の作成例 (R3. 7. 15 流域管理官通知)

条	項目	内容
9	津波のおそれがある時の操作方法	所長は、気象庁が、〇〇に津波警報（大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。 2 所長は、第十条に規定する操作や点検・整備等のため機側で機側操作員等が作業を行っている場合には機側操作員等に速やかに退避するよう指示するものとする。（ただし、速やかな退避が可能な場合には、樋門のゲートの閉鎖を指示することができる。） また、機側操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避することができるものとし、退避後は、速やかに退避場所及び退避時の操作状況を所長に報告するものとする。 （以下 3 は、遠隔操作等の機能を有する施設の場合） 3 所長は、前二項の規定の結果、樋門のゲートが全閉されていない場合には、遠隔操作により、逆流の有無に関わらず、樋門のゲートを全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。 4 所長は、津波警報が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、樋門のゲートを全開するものとする。
10	平水時における操作の方法	所長は、〇〇水位が〇〇メートル未満のときは、樋門のゲートを全開にしておくものとする。
11	操作の方法の特例	所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。
12	通知及び周知	所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。 2 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、内陸側に影響が生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

⑥操作規則の作成例 (R3. 7. 15 流域管理官通知)

条	項目	内容
13	操作等に関する記録	所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。 (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻 (2) 気象及び水象の状況 (3) 操作したゲートの名称及び開度 (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況 (5) 第十一条に該当するときは、操作の理由 (6) その他参考となるべき事項
14	点検その他の維持	所長は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。
15	観測	所長は、A川〇〇観測所水位、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。
16	訓練	樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年〇回以上行うものとする。 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。 3 第1項に規定する訓練により、洪水・高潮及び遡上した津波による樋門への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。
17	記録の作成と保存	所長は、樋門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。
18	細則	本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。
	附則	本操作規則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。 改正後の本操作規則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

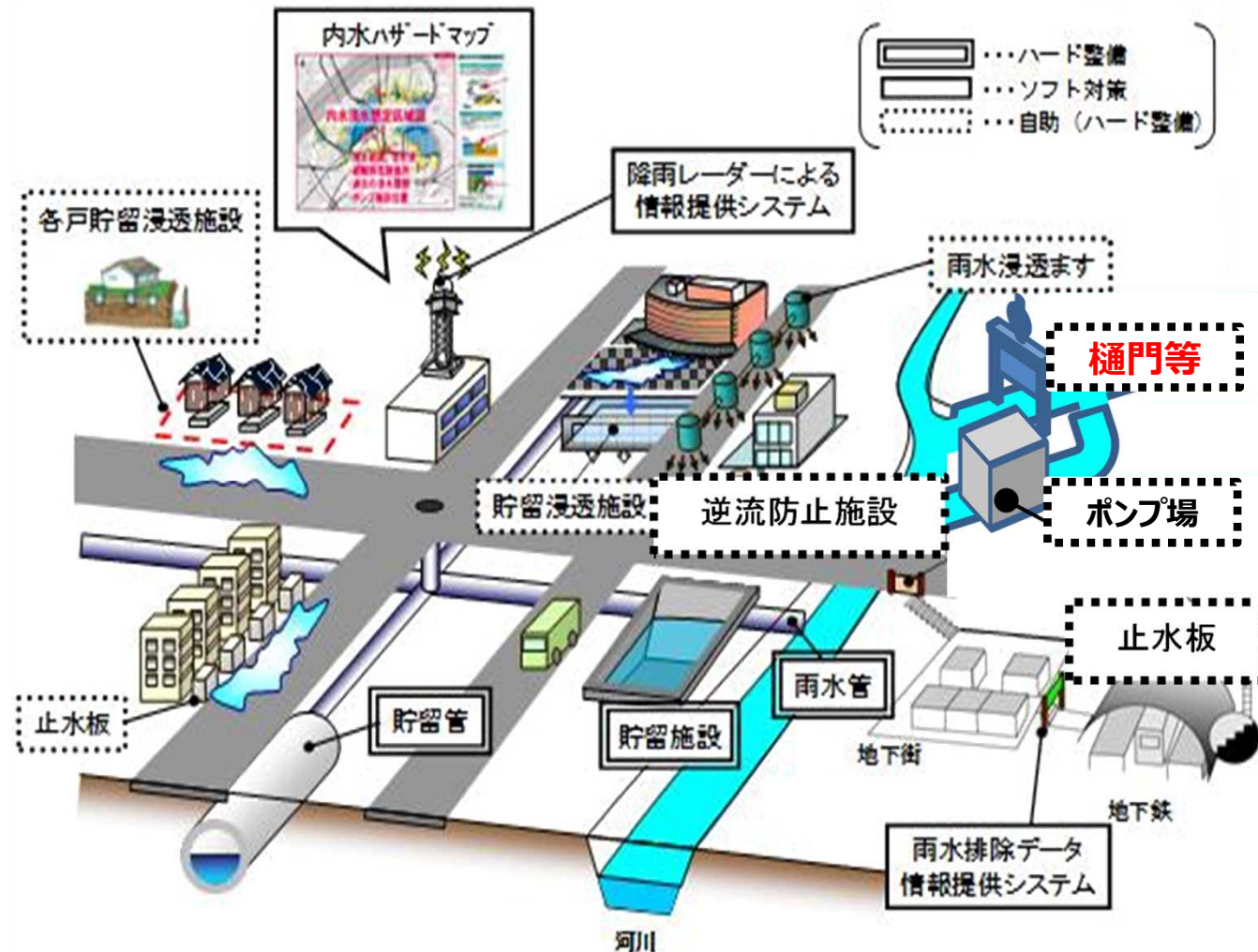
⑦遠隔操作化等の推進

下水道法第7条の2第2項

- 下水道法第7条の2第2項において、「操作規則は、洪水、津波又は高潮の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない」としている。
- 樋門等の操作を安全かつ確実に実施するため、遠隔操作化や電動化などの必要な施設整備を図られたい。

【下水道浸水被害軽減総合事業の拡充（令和3年度）】

貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化等を交付対象に追加



(2)雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大

○【3月内施行】水防法令の改正条文（案）及び施行通知（案）について

(傍線の部分は改正部分、赤字の部分は改正主要部分)

水防法改正関係(3月内施行関係)

改正後の水防法(3月内施行関係) ※条番号ずれ等軽微な改正部分を除く	改正後の水防法施行規則(案)(3月内施行関係) ※条番号ずれ等軽微な改正部分を除く	施行通知(案)
(雨水出水浸水想定区域) 第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸	(雨水出水浸水想定区域の指定) 第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。 (雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準) 第四条の二 法第十四条の二第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。	第一 水防法関係 1. 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象の拡大について（水防法第14条から第14条の3までの関係） (1) 改正の趣旨 水防法（昭和24年法律第193号）における洪水、雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域制度は、各水害に対応し、避難場所や避難路の設定等の措置を講じることによって住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること等を目的としているものである。 改正前の同法においては、洪水、雨水出水又は高潮により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川（洪水予報河川及び水位周知河川）、公共下水道等（公共下水道、流域下水道又は都市下水路をいう。以下同じ。）の排水施設（水位周知下水道）又は海岸（水位周知海岸）について、それぞれ洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下まとめて「浸水想定区域」という。）の指定対象とされてきた。 近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、例えば、令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川において、多くの浸水被害が発生したところであり、河川、下水道、海岸の周辺地域に潜在的に水害リスクがあるにも関わらずそうしたリスクが周知されていない場合、当該エリアの住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。 こうした状況を踏まえ、改正法による水防法の改正（以下「水防法改正」という。）により、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対

- 水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 前二号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- (雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)
- 第五条** 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 指定の区域
 - 二 浸水した場合に想定される水深
 - 三 浸水継続時間
- 2 前項に規定するもののほか、法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に

象のあるものについて指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。

(2) 浸水想定区域の指定について

②雨水出水浸水想定区域の指定対象排水施設の拡大等について

水防法改正により、同法第14条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号及び第3号において、雨水出水浸水想定区域の指定対象となる公共下水道等の排水施設（以下単に「排水施設」という。）として、「下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する排水施設」及び「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」が追加されたところである。

この「国土交通省令で定める基準」については、水防法施行規則改正により、同規則第4条の2において、「当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができると」された。このうち、市町村長が入手できることとされる「当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報」とは、下水道管理者が取得する水位情報やポンプ等の操作状況の情報のほか、気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報を想定している。

第一 水防法関係

1. 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象の拡大について（水防法第14条から第14条の3までの関係）

(3) 浸水想定区域の指定について

- ①区域指定に当たり勘案する事項及び明示事項等について
- (ii) 雨水出水浸水想定区域の指定について

ついて雨水出水浸水想定区域の指定を行う場合には、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにするものとする。

(イ) 区域の早期指定

新たに雨水出水浸水想定区域の指定対象となる排水施設については、当該排水施設周辺における円滑かつ迅速な避難等のための措置を速やかに講じるため、区域の指定主体たる都道府県知事及び市町村長におかれては、同区域をできるだけ早期に指定するよう努められたい。新たな雨水出水浸水想定区域の指定は、令和7年度までにまずは約800団体で実施することを想定している。

(ロ) 区域指定の方法及び明示事項

新たに雨水出水浸水想定区域の指定対象となる排水施設における雨水出水浸水想定区域指定に当たっては、今般の改正を踏まえ、浸水想定手法に関する解説を充実させた「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）」を参考とされたい。

また、雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項について、新たに雨水出水浸水想定区域の指定対象となる排水施設では、水防法施行規則改正により、同規則第5条において、「指定の区域」、「浸水した場合に想定される水深」及び「浸水継続時間（長時間にわたり浸水するおそれがある場合に限る）」を明らかにするものとしている。

なお、水位周知下水道については、地下街等の所有者又は管理者が雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときに主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を用いることが想定されることから、引き続き、これも明らかにするものとしている。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること

	を明示しなければならない。	
		第一 水防法関係 1. 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象の拡大について（水防法第14条から第14条の3までの関係） （3）浸水想定区域の指定について ②浸水想定区域の指定の際の配慮 ハザードマップ作成の効率化及び浸水想定区域図の活用等を図るため、浸水想定区域の指定主体におかれては、浸水想定区域の指定の前提となる電子データの作成・管理について、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第3版）（令和元年9月）」を参考とされたい。 また、同主体におかれては、同区域を指定する際には、市町村地域防災計画の修正等に要する期間に配慮し、指定の内容等について、あらかじめ市町村の防災担当部局に対して説明されたい。 さらに、浸水想定区域図の広範な周知を目的として、重ねるハザードマップや浸水ナビ、国土数値情報といった、様々な手法による公開や活用を図っていくため、各浸水想定区域に係る電子データは、作成後速やかに国土交通省及び国土地理院に提供されたい。 ③浸水想定区域の指定に関する国の支援 浸水想定区域の指定を支援するため、国土交通省では氾濫解析を行うための参考資料として①に示した手引きやマニュアルを公表・周知するとともに、国が取得した三次元の地形データ（LPデータ等）の提供を行っている。また、防災・安全交付金により財政面での支援を行っている。浸水想定区域の指定主体におかれては、これらも活用して浸水想定区域の早期指定に努められたい。
（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置） 第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水	（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準） 第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。	第一 水防法関係 2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について（水防法第15条関係） （1）市町村地域防災計画に定める事項について 水防法第15条は、浸水想定区域の指定を受けて、市町村地域防災計画上に当該区域ごとの洪水予報等の伝達方法等を適切に定めることを義務付けている

出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められ

ものであり、新たに浸水想定区域の指定があつた際には、速やかに当該地区の市町村地域防災計画に反映する必要がある。今般の水防法改正により、新たに浸水想定区域の指定対象となる河川、排水施設及び海岸を追加することとされたが、これらについては、洪水予報河川及び水位周知河川、水位周知下水道並びに水位周知海岸とは異なり、水位等の情報の通知が法令上位置付けられていないため、同法第15条第1項第1号において、市町村防災会議が市町村防災計画にその伝達方法を定めることとされている洪水予報等の対象として、水位等の通知情報に加え、「その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報」が追加された。当該情報としては、具体的には、1.（2）で示したとおり、河川管理者や下水道管理者が取得する水位情報等のほか、気象庁が発表する雨量や洪水、雨水出水、高潮等に関する情報を想定している。

（2）市町村地域防災計画及びハザードマップの作成・見直しについて

市町村におかれては、浸水想定区域の新たな指定や避難場所又は避難経路等に変更があつた場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成・見直すとともに、住民等への分かりやすく効果的な方法による周知を徹底されたい。

なお、市町村における周知に当たっては、住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあること、また、ハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、インターネット、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等、適切な方法により、その広範な周知を図られたい。

加えて、市町村におかれては、住民等が地域の水害リスクを日頃から身近に実感できるよう、生活空間である“まちなか”に浸水深や避難場所等を標示する「まるとまちごとハザードマップ」の実施に努められたい。

（3）ハザードマップの作成・見直しに関する国の支援について

ハザードマップの作成・見直し等を支援するため、国土交通省では、市町村がハザードマップを作成

るもの ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項		
2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）		及び利活用する際の参考となるよう作成にあたっての考え方や推奨される事例等を示した「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月）」、市町村におけるハザードマップ作成の負担軽減のため必要最低限の情報を含んだハザードマップを容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール（国土地理院の地図を活用し容易に作成可能）」、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る検討や作業等の流れを示した「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）（平成29年6月）」の公表・提供を行うとともに、ハザードマップの作成・活用に関する相談窓口を国土交通省の河川関係事務所に設置している（災害情報普及支援室）。また、防災・安全交付金により財政面で支援を行っている。市町村におかれては、これらも活用してハザードマップの作成・見直し等に努められたい。 （4）重要事項説明の対象となるハザードマップ対象エリアの拡大について 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じること防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務付けている。当該対象項目として、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第16条の4の3第3の2号等に基づき、水防法の規定に基づき作成されたハザードマップにおける対象物件の所在地が規定されている。今般の水防法改正により、上述のとおり、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象が拡大されることにより、重要事項説明の対象となるハザードマップ対象エリアが拡大することが見込まれる。
3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第	（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置） 第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識	これに伴って、市区町村によりハザードマップの新規作成又は見直しが行われ、その旨が都道府県水防担当部局に共有された場合には、「水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）」（令和2年7月17日国不動第9号・国水環防第16号・国水下流第17号）のとおり、都道府県の水防担当部局におかれては、ハザードマップの新規作成又は見直しが行われた旨を宅地建物取引業法

一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

の担当部局に共有するとともに、当該宅地建物取引業法の担当部局におかれては、不動産関連団体に対し、その旨の適切な周知に努められたい。

また、市区町村に対し、引き続き、「水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（依頼）」のとおり、遅滞なくハザードマップの新規作成又は見直しが行われた際には、その旨を都道府県水防担当部局に共有するなど、宅地建物取引業者に対して適切に周知がなされるよう配慮するとともに、宅地建物取引業者及び宅地又は建物の購入者等からの問い合わせに対して迅速かつ適切に対応するよう周知されたい。

なお、不動産・建設経済局から、別途、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和3年7月15日国不動第41号）が発出されているところであるので、宅地建物取引業者からの問い合わせ等に対し適切に対応されたい。

①改正の趣旨

水防法第14条の2

- 現行、地下街を有する地区での適用を想定した水位周知下水道について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した雨水出水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、近年、地下街以外でも浸水被害が頻発している。
- そのため、浸水対策を目的として整備された下水道については、そのすべてにおいて、雨水出水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な雨水出水浸水リスクの提供が必要。

【改正概要】

- ・水位周知下水道に加え、以下の排水施設を雨水出水浸水想定区域の指定に係る対象に追加。
 - 浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 ※ 6 月内施行
 - 雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設（当該排水施設の周辺地域（想定最大規模降雨が生じた場合において、地形の状況又は浸水解析により明らかに浸水が発生しないと認められる区域を除く。）に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができること）

【雨水出水浸水想定区域の指定対象イメージ】

原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域を指定することとする。

※氾濫範囲に防護対象が含まれないことが明らかな区間は対象外

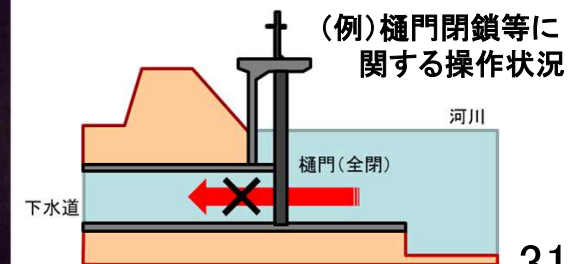
雨水出水浸水想定区域の指定にあわせて、以下のような情報を活用し、避難行動につなげる必要がある。

- ・下水道施設内の水位情報
- ・樋門・樋管、ポンプの施設情報
- ・気象庁が発表する雨量情報や大雨警報（浸水害）の危険度分布 等

＜水位情報・施設情報（イメージ）＞



管内水位計



②内水氾濫による浸水被害の発生状況（令和元年東日本台風）

- 内水氾濫による浸水被害が、東日本を中心に**15都県135市区町村**で発生。
- 住家被害は全国で約9.4万戸。そのうち内水被害が約3.0万戸。

令和2年1月末現在

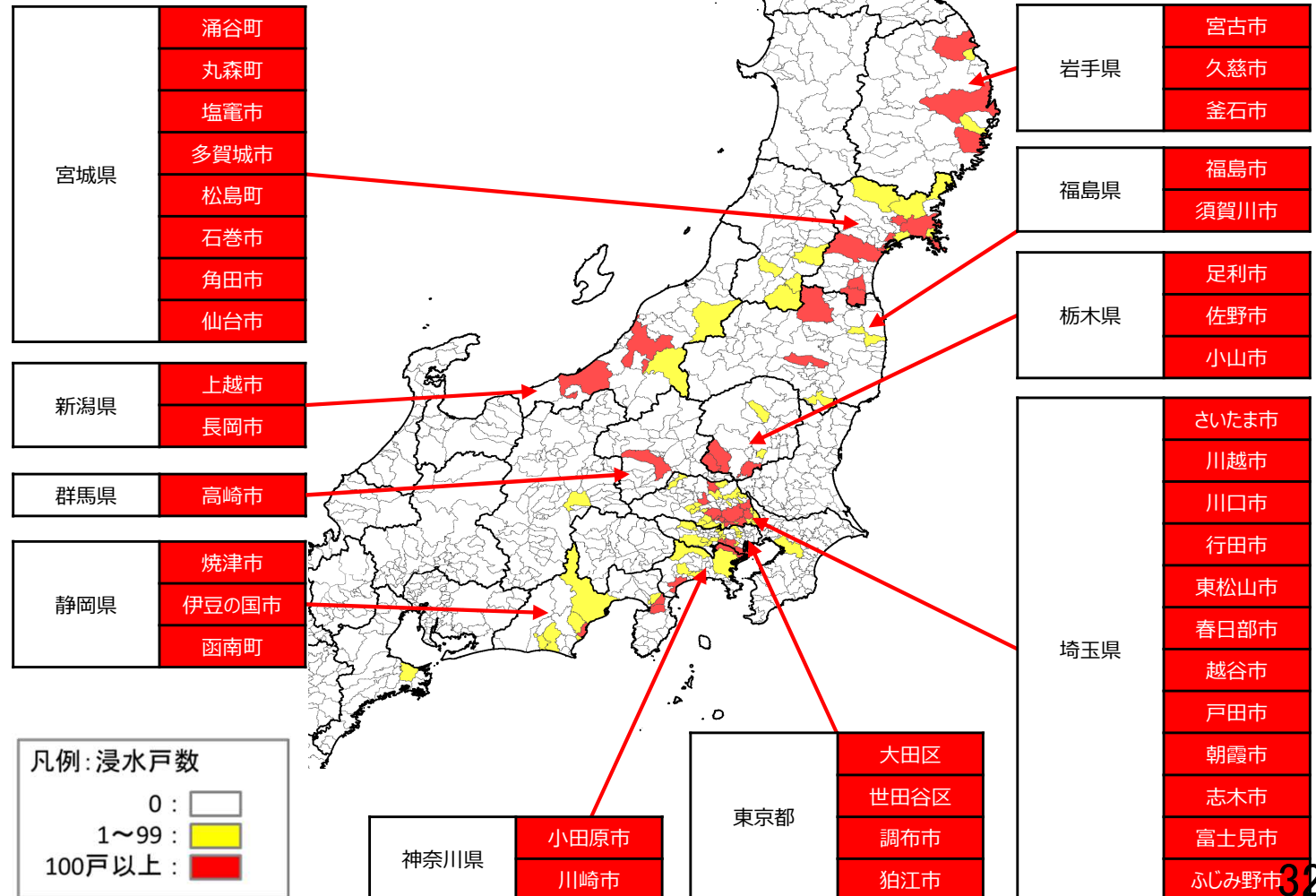
○主な内水被害団体※

都道府県	市	被害状況		
		床上(戸)	床下(戸)	合計
宮城県	丸森町	516	651	1,167
	石巻市	321	9,216	9,537
	角田市	736	806	1,542
	仙台市	1,321	475	1,796
福島県	須賀川市	918	510	1,428
埼玉県	さいたま市	1,040	380	1,420
神奈川県	川崎市	2,008	338	2,346
合計 (135地方公共団体)		11,555	18,991	30,546

○内水被害発生団体※（ ）内は市区町村数

岩手県（5）、宮城県（14）、山形県（4）、福島県（4）、茨城県（2）、栃木県（7）、群馬県（1）、埼玉県（36）、千葉県（1）、東京都（27）、神奈川県（11）、長野県（4）、新潟県（6）、静岡県（12）、三重県（1）

※被害戸数は地方公共団体からの報告による。なお、外水被害を含む場合があることから、今後変動することがある。



②内水氾濫による浸水被害の発生状況（令和2年7月豪雨）

- 内水氾濫による浸水被害が、九州地方を中心に**20府県63市町**で発生。
- 住宅被害は全国で約1.8万戸。そのうち内水被害が約5.1千戸。

令和2年10月末時点

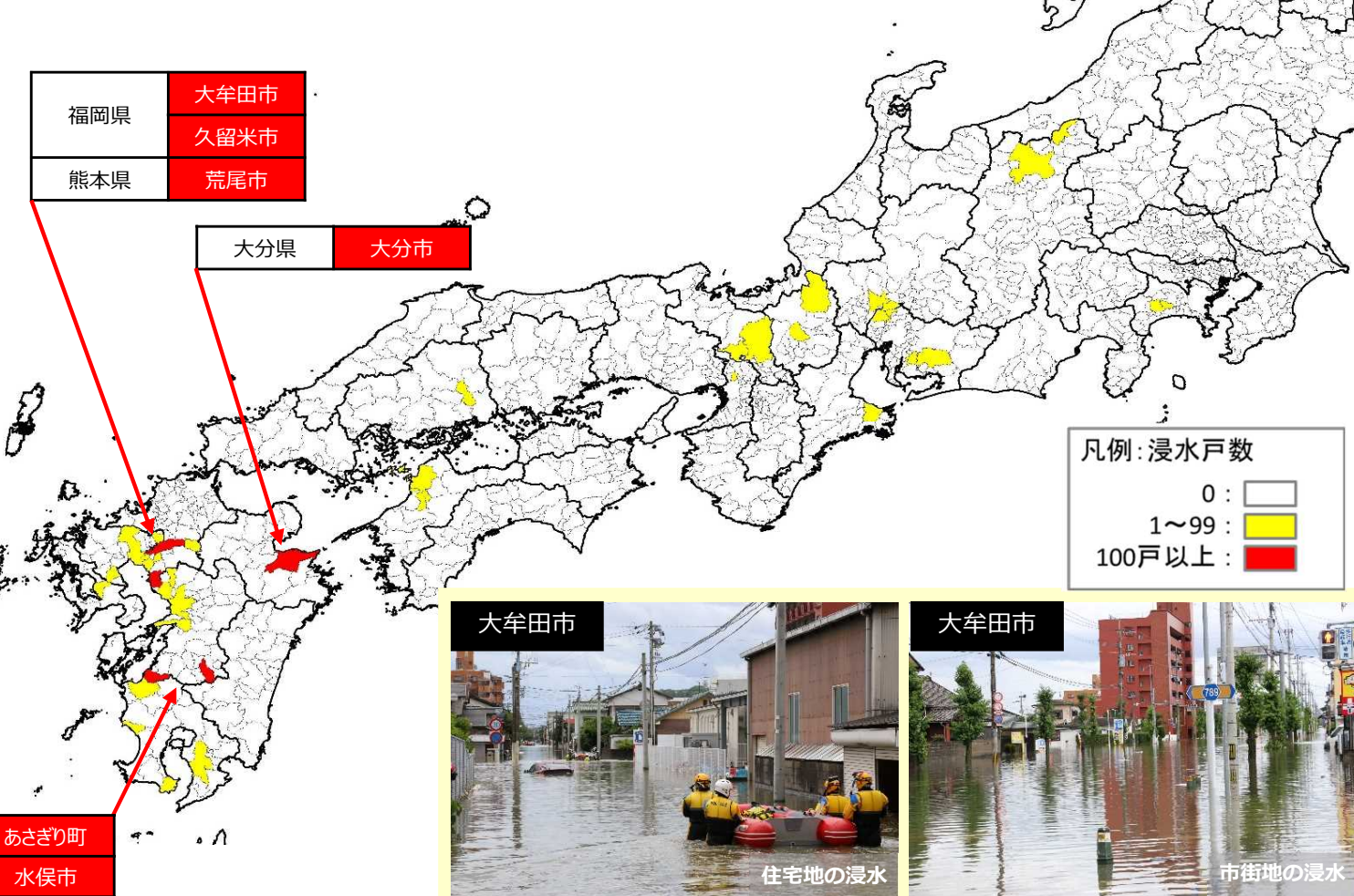
○主な内水被害団体※

都道府県	市町	被害状況		
		床上 (戸)	床下 (戸)	合計
福岡県	大牟田市	1,326	866	2,192
	久留米市	335	1,620	1,955
	大川市	1	28	29
熊本県	荒尾市	21	147	168
	あさぎり町	56	96	152
	水俣市	36	88	124
	宇城市	0	37	37
大分県	大分市	24	100	124
鹿児島県	鹿屋市	28	9	37
	いちき串木野市	4	28	32
	指宿市	2	19	21
愛媛県	松山市	2	25	27
岐阜県	各務原市	0	24	24
その他		25	153	178
合計 (63地方公共団体)		1,860	3,240	5,100

○内水被害発生団体※（ ）内は市区町村数

千葉県（1）、神奈川県（4）、長野県（2）、岐阜県（3）、愛知県（6）、三重県（1）、滋賀県（2）、京都府（2）、大阪府（1）、島根県（1）、広島県（3）、愛媛県（4）、高知県（1）、福岡県（7）、佐賀県（6）、長崎県（2）、熊本県（8）、大分県（2）、宮崎県（3）、鹿児島県（4）

※被害戸数は地方公共団体からの報告による。なお、外水被害を含む場合があることから、今後変動することがある。



○地下街を有する地域以外でも甚大な浸水被害が発生しており、内水ハザードマップの公表など避難警戒措置の強化が必要33

④雨水出水浸水想定区域の指定対象と早期指定

水防法第14条の2
施行規則第4条の2

○雨水出水浸水想定区域の指定対象排水施設の拡大や区域指定の実施目標については、施行通知を参照されたい。

【雨水出水浸水想定区域の指定対象】

これまで	今後
・ 水位周知下水道	・ 水位周知下水道 ・ <u>浸水被害対策区域内の公共下水道等の排水施設</u> ・ <u>特定都市河川流域内の公共下水道等の排水施設</u> ※ 6 月内施行 ・ <u>雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設（当該排水施設の周辺地域（想定最大規模降雨が生じた場合において、地形の状況又は浸水解析により明らかに浸水が発生しないと認められる区域を除く。）に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができること）</u>

周辺地域に住宅等が存する公共下水道等の排水施設等

「当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報」とは、下水道管理者が取得する水位情報やポンプ等の操作状況の情報のほか、気象庁が発表する雨量や雨水出水に関する情報を想定

※ 雨水出水浸水想定区域の指定に当たっては、既整備の上記排水施設が対象となる。なお、上記排水施設に流入する道路側溝等については、再現性を高めるものとして考慮することは可である。

【第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） KPI】

最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数:15（R元年度）→**約800（R7年度）** 35

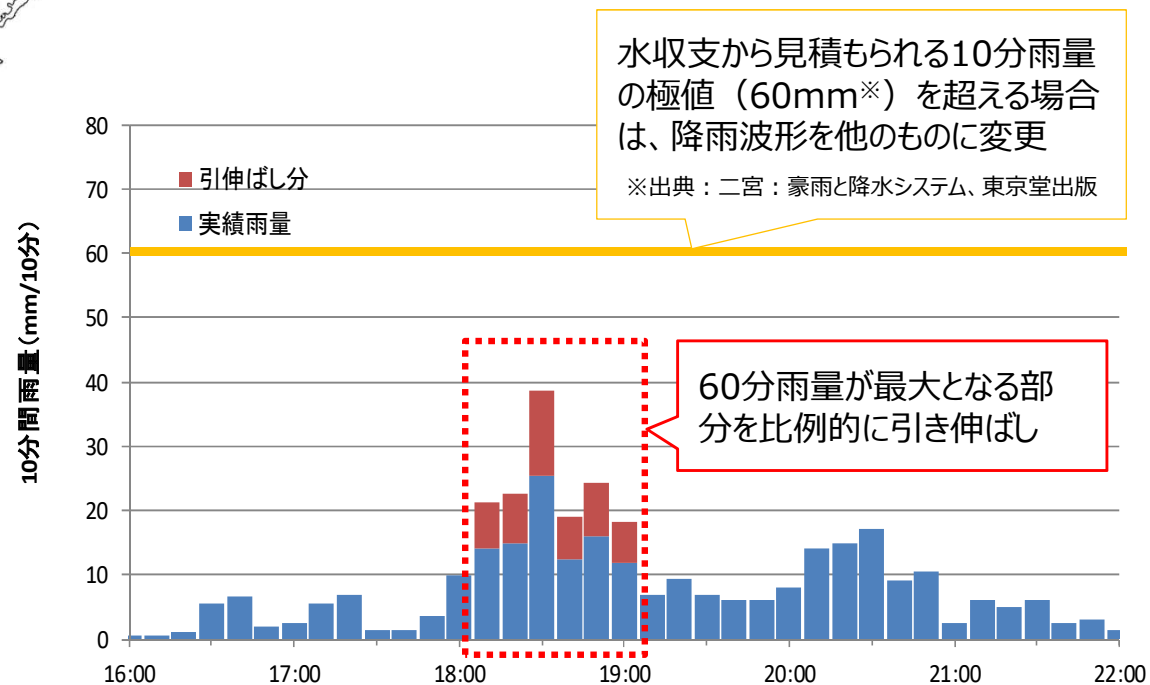
⑤想定最大規模降雨の設定手法

- 想定最大規模降雨の設定に当たっては、「想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示」（国土交通省告示第八百六十九号）と、その設定手法を解説したマニュアル「浸水想定(洪水、内水)の作成等のための想定最大外力の設定手法」（平成27年7月、国土交通省水管理・国土保全局）を参照されたい。
- ・ 想定最大規模降雨については、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定することを基本とする。
 - ・ 降雨波形については、検討対象都市における最悪の事態を想定した実績降雨の降雨波形（10分ピッチ）をベースに、60分雨量が最大となる部分の降雨量が想定最大規模降雨の降雨量と等しくなるよう、比例的に引き伸ばすことを基本とする。

【15の地域区分】

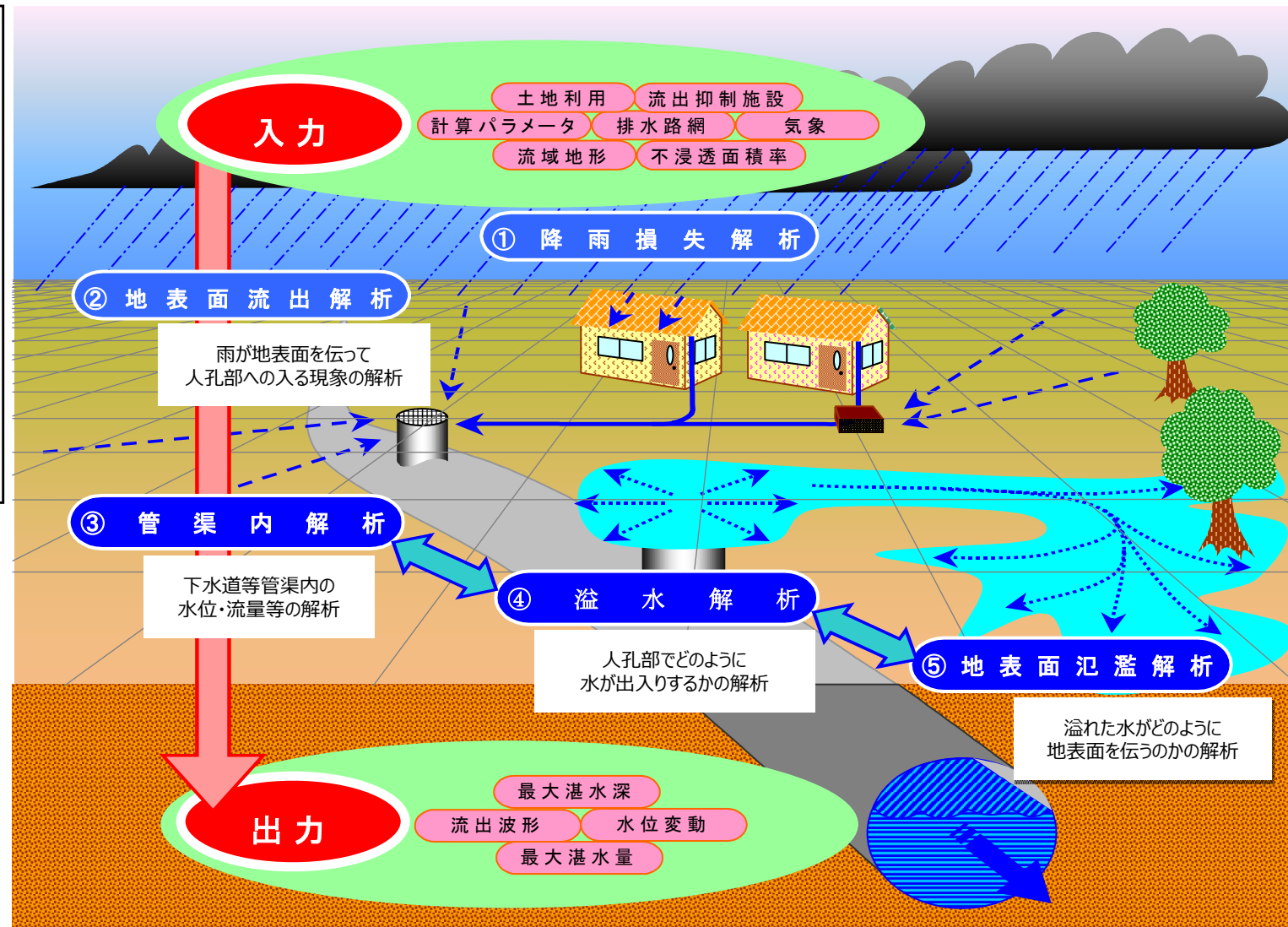


【実績降雨の降雨波形の引き伸ばし例】



⑥浸水シミュレーションによる浸水想定手法

- 雨水出水浸水想定区域指定に当たっては、浸水シミュレーションによる浸水想定手法を用いる。
- 詳細は、浸水想定手法に関する解説を充実するなど、令和3年7月に改訂の「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省下水道部）」を参考とされたい。※マニュアル改訂の概要は⑩参照



⑦浸水想定に係る技術窓口

【浸水想定に係る技術的な事項についての問合せ窓口】

➤ 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室 (TEL:029-864-3343)

⑧雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項

水防法施行規則
第5条

- 水防法施行規則第5条に規定する「雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項」について、水位周知下水道以外は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を明示事項とする。
- 水位周知下水道については、従前通り、主要地点における水深の継時変化も明記事項とする。

【明示事項】

- 指定の区域
- 浸水した場合に想定される水深
- 浸水継続時間（長時間にわたり浸水するおそれがある場合に限る※¹）
- 主要地点※²における水深の継時変化 <水位周知下水道のみ>

※1：浸水深50cm以上がおおむね24時間以上継続する場合

※2：地下街出入口など住民の避難等に資する上で重要となる地点

⑨市町村地域防災計画に定める伝達情報等

水防法第15条

- 雨水出水浸水想定区域が指定された場合、市町村長／市町村防災会議（防災部局等）には、以下の事務が発生する。（水防法第15条）
 - ・市町村地域防災計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難訓練の実施に関する事項、区域内に存する地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場等の名称・所在等を定める。
 - ・市町村地域防災計画に定められた避難場所等の事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。等
- 「洪水予報等」として新たに規定した「その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報」のうち雨水出水については、気象庁の雨量情報（大雨警報の危険度分布等）や下水道施設内の水位、ポンプの操作状況等の情報を想定している。なお、伝達する情報の検討に際しては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府（防災担当））」や「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月、国土交通省下水道部）」を参考とされたい。住宅など避難対象が氾濫範囲に含まれている区間は基本的には発令の検討対象となり、検討の結果、人命に危険を及ぼすと判断される下水道については発令対象となる。

⑩マニュアル※改訂概要（必要性の解説、浸水実績の収集方法）

※内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)、令和3年7月、国土交通省下水道部

改訂内容

○内水浸水想定区域図の作成等を促進する観点から、「内水浸水想定区域図の必要性」の節を追加。

- 内水による浸水に対するリスクを明示し、リスクコミュニケーションに努めていくことが必要
- 内水による浸水が想定される区域において、避難に係るトリガー情報の検討も必要
- **不動産取引による重要事項説明として利用** など

○「基礎調査」の節において、以下の項目を加筆。

- 公用車のドライブレコーダーを活用した浸水範囲の把握
- 下水道部局で把握できない情報の収集
 - ・消防部局の情報（道路冠水による活動記録（自動車が進まなくなったことによる救助活動等）等）
 - ・道路管理者の情報（道路冠水の情報等）
 - ・交通管理者の情報（道路通行止め履歴等）
- ＜入手可能であれば有用となる可能性がある情報＞
 - ・コンビニエンスストア等の防犯カメラ情報
 - ・バス会社、タクシー会社などが持っている道路冠水情報
 - ・SNSに掲載されている情報 など
- 事前の準備として、浸水常襲地区などでは、浸水被害が発生した際の浸水（道路冠水）範囲や時刻、浸水深等の確認をあらかじめ地域住民に依頼することも有用

不動産取引における重要事項説明

- ・ 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、甚大な被害をもたらす大規模水災害の頻発を受け、不動産取引時において、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっている。
- ・ これを踏まえ、令和2年8月の宅地建物取引業法施行規則の改正・施行により、不動産取引時に宅地建物取引業者が重要事項説明として、水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明することが義務化された。
- ・ なお、「水害ハザードマップ」とは、水防法に基づき作成されたものであり、水防法第15条第3項の規定に基づいて市町村が提供する水害（洪水、雨水出水、高潮）ハザードマップを指す。
- ・ このことから、水防法に基づく内水ハザードマップは、不動産取引にも使用するものとなるため、これまで以上にその必要性が高まっている。

⑩マニュアル改訂概要（簡易手法の適用条件、留意点等）

改訂内容

○「内水浸水想定手法の選定」の節において、簡易手法を用いた場合の解析結果を踏まえ、簡易手法の位置付けや留意点、対外的に明示すべき点等を加筆。

- 簡易手法の概要や必要なデータ、適用条件、留意点等
- 各手法による想定結果等を示したうえで、それぞれの手法を比較検討した結果
- 浸水想定は、浸水シミュレーション（降雨＋流出＋管きよ＋氾濫）を基本としつつ、管きよのデータベースが整備されるまでの間は、本マニュアルに取りまとめた簡易モデルによる結果を基にすることも一手段であること（具体的な適用条件、留意点等はマニュアル参照）

	①浸水シミュレーション	②浸水シミュレーション（1D）	簡易手法		⑤浸水実績を活用	手法の組合せ
	降雨＋流出＋管きよ＋氾濫※1	降雨＋流出＋管きよ※1	③浸水シミュレーション（簡易モデル）※2 降雨＋氾濫※1	④地形情報を活用※3		
概要	降雨損失、表面流出、管内水理、氾濫解析の一連の解析を実施 ※1Dと2Dの連動	降雨損失、表面流出と管内水理解析のみ実施（氾濫水は移動しない） ※一次元解析モデル（1D）	降雨損失と氾濫解析のみ実施（管きよ等の排水能力以上の雨水を対象に氾濫解析）※二次元不定流モデル（2D）	下水道施設等の現況排水能力以上は全て溢れて氾濫するものとし、溢れた雨水は対象区域の低平地等に全量浸水するとして内水浸水想定区域を設定	浸水シミュレーションは実施しない（浸水実績区域図を補正して用いる）	例えば、重要な地区（浸水常襲地区、都市機能集積地区等）は浸水シミュレーション手法で、それ以外（明らかに内水浸水が問題にならないような地区）はその他の手法で浸水想定する
適用条件の例	- 必要となる現況施設情報が電子または紙資料で把握できる地域。 - 現地や地形の確認だけでは浸水要因が特定できず、下水道施設の排水能力不足の影響が大きいと考えられる地域。 - 対策施設の検討やその効果の把握を今後進める地域。	- 必要となる現況施設情報が電子または紙資料で把握できる地域。 - 地形的に氾濫水の移動がない地域（現況施設の排水能力不足箇所と浸水区域が一致）。	- 現況施設情報が十分に把握できない、または測量調査に多大な費用や時間を要する地域。 - 地形的な要因による再現性への影響が懸念されない地域。 - 当面は対策実施の予定がなく、ソフト対策として下水道施設の排水能力を上回る降雨における注意喚起を目的とする地域。	- 現況施設情報が十分に把握できない、または測量調査に多大な費用や時間を要する地域。 - 地形的な要因による再現性への影響が懸念されない地域。 - 当面は対策実施の予定がなく、ソフト対策として下水道施設の排水能力を上回る降雨における注意喚起を目的とする地域。 - 流出解析ソフトを使用できない場合。 - 過去に内水浸水被害がほとんど生じていない地域。	- 現況施設情報が十分に把握できない、または測量調査に多大な費用や時間を要する地域。 - 当面は対策実施の予定がなく、ソフト対策として下水道施設の排水能力を上回る降雨における注意喚起を目的とする地域。 - 浸水実績のデータが十分にある、または浸水実績で想定される浸水が概ね網羅できる地域。 - 内水による浸水実績の大部分が洪水浸水想定区域に含まれる地域。	地区によって排水施設の整備状況、地域特性、浸水対策の優先順位等が異なる場合
留意点	シミュレーション対象施設の細かさ（幹線のみ/枝線まで等）により浸水区域が異なるため、事前に浸水実績や、低平地の分布等の地形条件を確認する。	マンホール部だけで浸水が発生し、地表面での浸水の移動や広がり表現できない。	- 施設の排水能力の評価方法により解析精度が左右される。 - 浸水面積が過大に表現される可能性がある。 - 下水道施設による氾濫水の取り込みを計算しない。	- 施設の排水能力の評価方法により解析精度が左右される。 - 浸水深が過大に表現される可能性がある。 - 下水道施設による氾濫水の取り込みを計算しない。	罹災報告等、浸水実績資料に限られる場合、的確な浸水区域を表示できない可能性がある。	地区毎の手法の違いについての説明が必要。

（浸水想定手法の概要と留意点等）

※1 降雨：降雨損失モデル、流出：表面流出モデル、管きよ：管内水理モデル、氾濫：氾濫解析モデル

※2, 3 「複数の手法による内水浸水想定と比較」におけるケース2（※2）及びケース3（※3）

⑩マニュアル改訂概要（外水位の設定方法）

改訂内容

- 降雨と水位等の設定の組合せについては、想定最大規模降雨を対象とする場合、以下の表に記載している内容を基本とする。（①を基本とするが、排水先のシミュレーション結果がない場合は②によることとする。）
- 想定最大規模降雨以外を対象降雨として浸水想定を行う場合、降雨ごとに条件を考慮する。

降 雨	外水位（ピーク水位）	外水位波形	内水・外水の水位波形の重ね合わせ方	排水条件
想定最大規模降雨	① 想定される最高水位 想定最大規模降雨による河川、下水道の一体解析による水位	想定される最高水位の波形 想定最大規模降雨による河川、下水道の一体解析による水位波形	一体解析による計算に基づく	定められているルールに基づいた排水条件
	② 想定される最高水位 河川管理者による想定最大規模降雨時のシミュレーション水位	想定される最高水位の波形 河川管理者による想定最大規模降雨時のシミュレーション水位の波形	最も内水排除が困難な条件 水位波形を考慮して、最も内水が排除できない条件 ※樋門閉鎖やポンプ排水停止の時間が最大になる重ね合わせ	定められているルールに基づいた排水条件
	③ 想定される最高水位 河川の堤防高	想定される最高水位の波形 想定最大規模降雨を設定する際に基となる実績降雨があった際の水位波形を左記水位に引き伸ばし	最も内水排除が困難な条件 水位波形を考慮して、最も内水が排除できない条件 ※樋門閉鎖やポンプ排水停止の時間が最大になる重ね合わせ	定められているルールに基づいた排水条件
既往最大降雨	その当時の実績水位	その当時の実績水位の波形	その当時の時間経過	定められているルールに基づいた排水条件
計画降雨	計画外水位 施設計画の際に設定している外水位	地域の状況を踏まえて適切に設定		定められているルールに基づいた排水条件

- ※ すべての条件において、水位は変動させることを基本とするが、外水位の変動情報がない場合はピーク水位を一定で与えることも可。
- ※ 対象降雨は上記の項目以外で設定することも可能であり、多層的なリスク評価を行う場合、条件については各都市の状況や目的に応じて適切に設定すること。
- ※ 下水道と河川の一体解析を行う場合、河川の溢水に伴う浸水は内水浸水想定区域には該当しないことに留意する。

⑩マニュアル改訂概要（伝達情報※の参考となる事例）

※「⑨市町村地域防災計画に定める伝達情報等」参照

内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）＜資料編＞ より

■名古屋市 避難勧告準備情報（内水氾濫）の設定事例

平成12年10月

■平成12年9月に発生した大規模豪雨において、避難勧告発令のタイミング・伝達に不十分な点があったことから、この豪雨に係る対応の問題点や課題を整理し、今後の対応策を検討するために、名古屋市の全庁的な組織として検討委員会を設置。

平成13年3月

■平成13年3月の「検討委員会 避難勧告ワーキンググループ」において、避難勧告準備情報の発令基準について「60分降雨量が50mmを超え、かつ2時間降雨予測が100mmを超える場合」を提案。
➤過去の実績から60分降雨量と床上浸水棟数の関係性を検証した結果、50mmを超えると床上浸水棟数が増加する。
➤同様に3時間降雨量と床上浸水棟数の関係性を検証した結果、150mmを超えると床上浸水棟数が増加する。
（実績は昭和57年8月～平成12年9月のデータを使用）

平成13年5月

■平成13年5月に検討委員会から当該基準についての最終報告
➤市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、一定の状況になったとき、新たに「避難勧告準備情報」を発表することとした。
➤「避難勧告準備情報」及び「避難勧告」について、河川水位と降雨予測等による具体的な発令基準を定めた。
➤マスコミを通じた発令の周知をより徹底するとともに、サイレン吹鳴等、効果的な周知を行うこととした。

■避難勧告準備情報の発令基準

＜内水氾濫の発令基準＞

ア 60分降雨量が50ミリを超え、かつ、2時間降雨予測が100ミリを超える場合

イ X川排水ポンプ場運転調整要綱及びY川流域排水調整要綱に定める準備水位に達した場合

平成13年6月

■平成13年6月の名古屋市防災会議を経て運用開始

⑩マニュアル改訂概要（伝達情報の参考となる事例）

内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）＜資料編＞ より

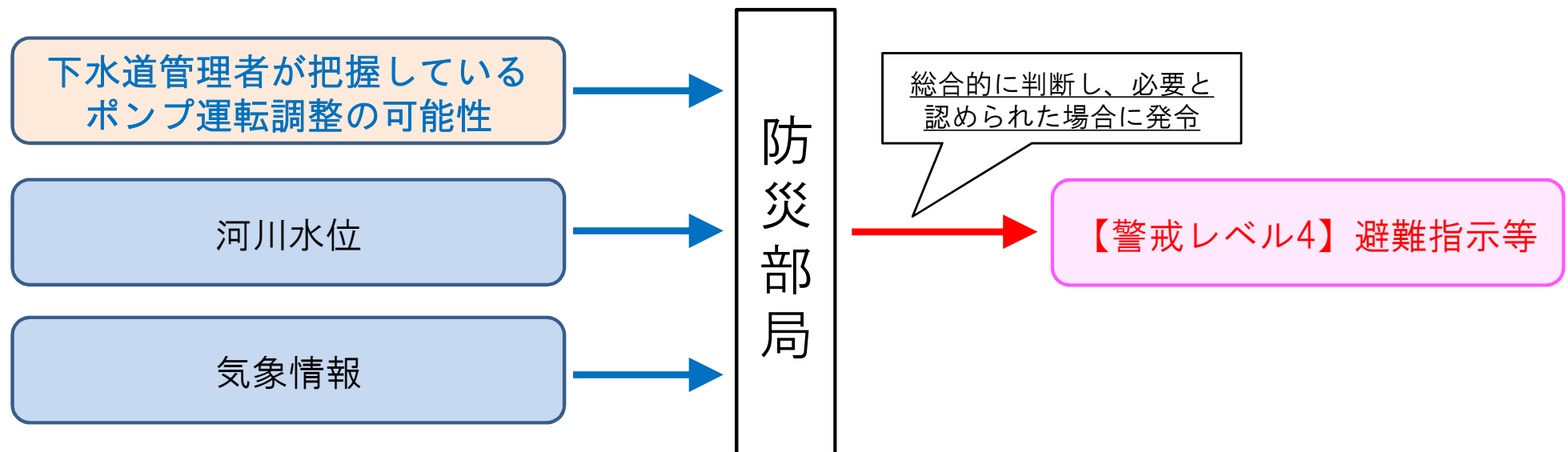
■名古屋市 ポンプ停止情報を避難情報の発令基準に活用した事例

○名古屋市では、河川に排水しているポンプ場において、河川水位の上昇に伴うポンプ運転調整が行われる可能性がある場合に、防災部局が統括する災害対策本部で情報を共有することになっている。

○防災部局は、河川水位や気象情報などの情報に加え、ポンプ運転調整の可能性も考慮し、総合的に勘案して避難指示等の避難情報を発令する。

※避難情報の発令基準は河川水位に加え、ポンプ運転調整の基準水位も勘案して設定。

○避難情報の対象地域は洪水浸水想定区域のみならず、ポンプ運転調整によって影響を受ける可能性のあるポンプ排水区のエリアも対象とされている。



3. 6月内施行の概要

(1) 計画降雨の事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。



【改正概要】

・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)**を追加**

公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

※流域下水道の事業計画の記載事項(下水道法第25条の12) も同様の改正を行う。

【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

【2. 任意記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に
追加

(2) 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

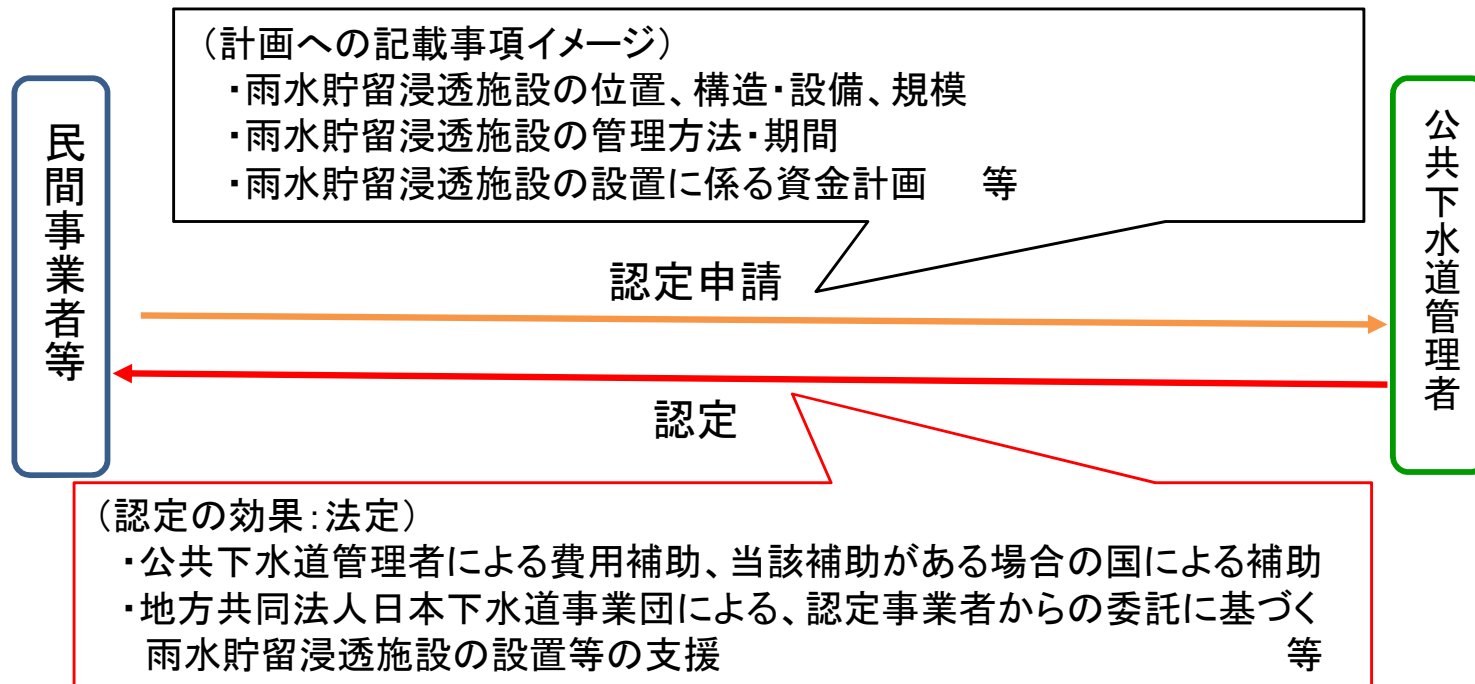
(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

【改正概要】

下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】

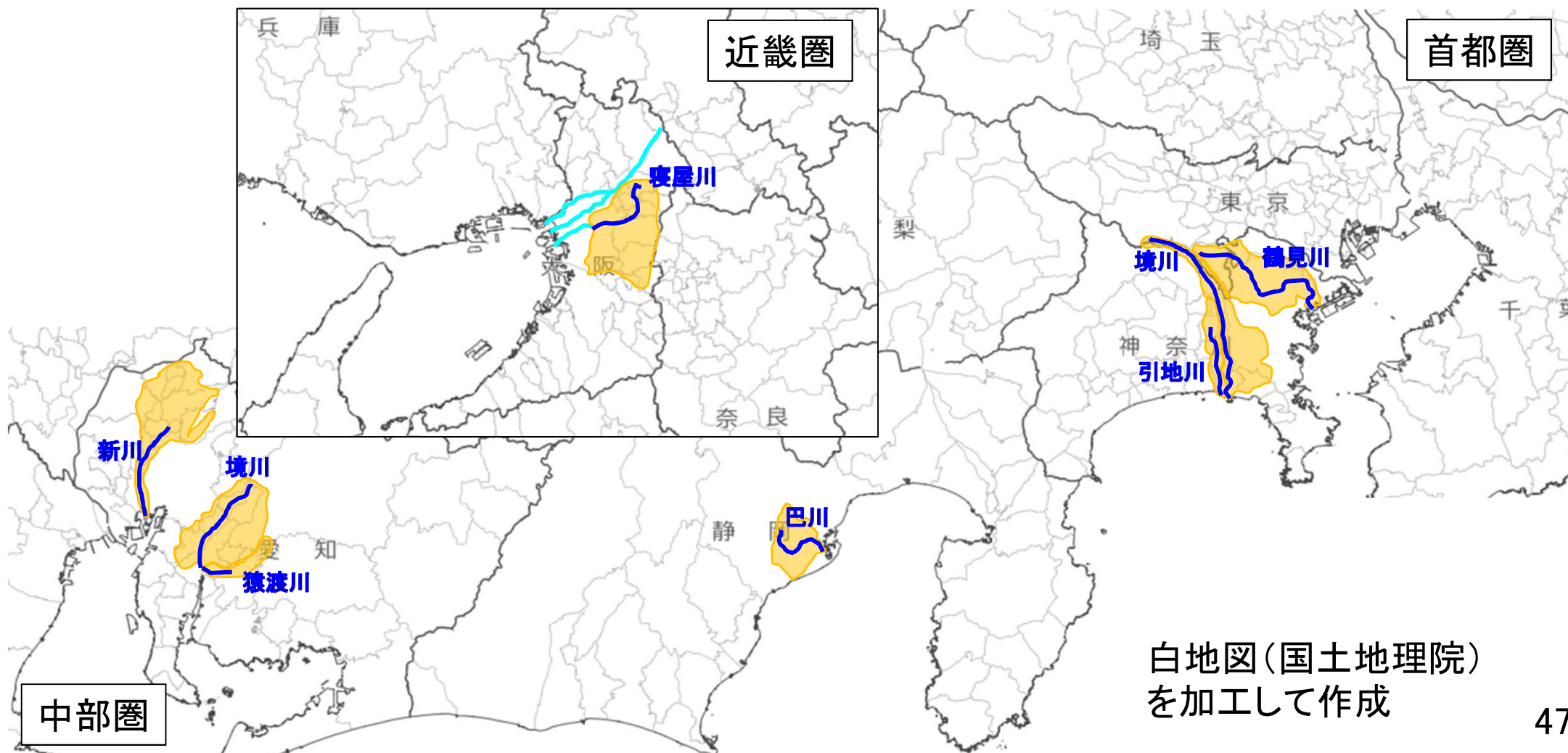


雨水貯留浸透施設の整備イメージ

(3) 特定都市河川浸水被害対策法の改正

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川を指定**
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

＜特定都市河川の一覧＞



(3) 特定都市河川浸水被害対策法の改正

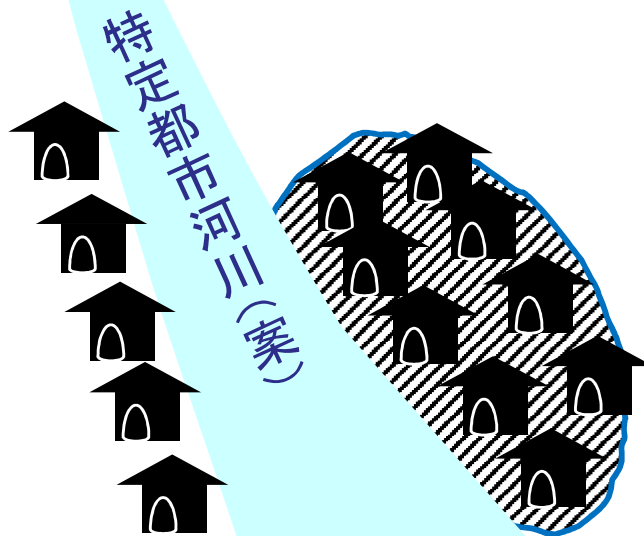
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

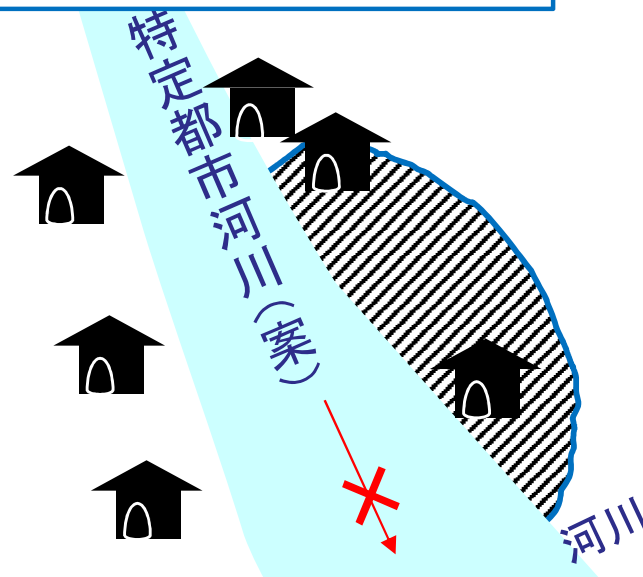
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際
支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難
その他地質、自然条件等

(3) 特定都市河川浸水被害対策法の改正

【下水道に関する主な改正内容】

○都市洪水（洪水による浸水）と都市浸水（雨水出水による浸水）を統合した「都市浸水」が新たに定義されたことに伴い【法第2条第3項】、流域水害対策計画に、外水及び内水に係る目標降雨等を定めることとなる。【法第4条第2項第4号】

（定義）

第二条 この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定するものをいう。

2 この法律において「特定都市河川流域」とは、当該特定都市河川の流域（当該特定都市河川に係る区間が河口を含まない場合にあつてはその区間の最も下流の地点から河口までの区間に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内において河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）がある場合にあつてはその排水区域（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第七号に規定する排水区域をいう。以下同じ。）を含む。）として国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指定するものをいう。

3 この法律において「浸水被害」とは、特定都市河川流域において、洪水又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。）による浸水（以下「都市浸水」という。）により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

【下水道に関する主な改正内容】

○流域水害対策計画の策定主体として、下水道管理者は、構成員として流域水害対策協議会に参画し得る。【法第6条第1項、第2項】

（流域水害対策協議会）

第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、河川管理者等は、共同して、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うため、流域水害対策協議会を組織するものとする。

2 流域水害対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 河川管理者等

二 当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者

三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者